

第4回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年10月27日(金)午後2時00分から午後2時54分まで

2 開催場所 幕別町役場3階会議室

3 出席委員(23名)

会長	23番	中村富士男
会長職務代理者	22番	松本 誠
	1番	澤邊 佳範
	2番	佐渡 孝徳
	3番	佐藤 雅典
	4番	多田 篤
	5番	渡邊ひろ子
	6番	佐藤 悦啓
	7番	橋本 浩弥
	8番	田村 信夫
	9番	廣瀬 敏文
	10番	棚 範貴
	11番	長谷川 旭
	12番	酒井はやみ
	13番	佐藤 敏博
	14番	山口 和裕
	15番	萬谷 司
	16番	小野寺和也
	17番	小林 信也
	18番	遠藤 貴之
	19番	吉田 正宏
	20番	黒田 龍司
	21番	中村 政昭

4 議案

- 1) 開会
- 2) 議事録署名委員
- 3) 諸般の報告
- 4) 報告

第1号 令和5年度農地パトロール(利用状況調査)の結果について
第2号 農地所有適格法人報告書の受理について
第3号 農地法第3条の規定による許可の変更について
第4号 所有権移転に係る利用調整結果の報告について

議案

第1号 農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について
第2号 農用地の買入協議に係る要請について
第3号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

- 第4号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 第5号 現況証明について
- 協議
- 第1号 幕別町に対する意見の提出について

5 農業委員会事務局職員

事務局長 鯨岡 健
 農地振興係長 中山 仁

6 会議の概要

議長	<p>幕別町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第4回農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>次に、議事録署名委員を、会議規則第13条第2項の規定により指名いたします。議事録署名委員に7番橋本委員、8番田村委員を指名いたします。よろしくをお願いします。</p> <p>次に、諸般の報告を事務局から申し上げます。</p>
事務局長	<p>諸般の報告については、特にございません。</p>
議長	<p>次に、報告第1号「令和5年度農地パトロール（利用状況調査）の結果について」を議題といたします。</p> <p>事務局から報告第1号の説明をいたします。</p>
事務局	<p>報告第1号、令和5年度農地パトロール（利用状況調査）の結果について報告いたします。</p> <p>調査対象地につきまして、3項目の農地を対象として調査した結果、該当する農地がありませんでしたので、農地パトロール実施要領第2条に基づき、全28件の調査地を選定し、8月に農地パトロール（利用状況調査）を実施しました。</p> <p>9月28日開催の第2回農地パトロール推進会議において、調査結果の判定を行った結果、利用意向調査に該当する農地はありませんでした。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>報告第1号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。</p> <p>（発言なし）</p>
議長	<p>質疑がないようですので、以上で報告第1号を終わります。</p>
議長	<p>次に、報告第2号「農地所有適格法人報告書の受理について」を議題といたします。</p> <p>事務局から報告第2号の説明をいたします。</p>

事務局

報告第2号、農地所有適格法人報告書の受理について、農地所有適格法人報告書の受理について、次の法人より提出があり、書類等の内容を確認したので報告いたします。

提出された報告書は、書類等完備されておりましたので、受理いたしました。以上で報告を終わります。

議長

報告第2号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

議長

次に、報告第3号「農地法第3条の規定による許可の変更について」を議題といたします。

事務局から報告第3号1番について説明をいたします。

事務局

報告第3号、農地法第3条の規定による許可の変更について、令和5年9月28日第3回総会において可決された下記の件について、申請者より令和5年10月11日付けで許可の変更届の提出があったので報告いたします。

変更内容は、申請事由を譲渡人「所有農地の売渡」から「所有農地の贈与」へ、譲受人「同上理由による買受」から「同上理由による受贈」へ変更するものです。変更理由は、売買での許可申請でありましたが、無償譲渡による贈与に変更になったためであります。以上で報告を終わります。

議長

報告第3号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

議長

次に、報告第4号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」を議題といたします。

事務局から報告第4号1番から3番について、説明をいたします。

事務局

報告第4号、所有権移転に係る利用調整結果の報告について、公益財団法人幕別町農業振興公社が実施した所有権移転に係る利用調整結果を報告いたします。

案件は、議案書3ページの今月16日に町公社が利用調整を行った3件であり、1番は保有合理化事業となっています。

内容につきましては記載のとおりでございます。以上で報告を終わります。

議長

報告第4号1番から3番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。

	(発言なし)
議長	質疑がないようですので、以上で報告第4号を終わります。
議長	次に、議案第1号「農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。 議案第1号1番から17番について、事務局から説明をいたします。
事務局	議案第1号、農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について、農地法第18条の規定により合意解約通知があったので審議を求めます。 【議案第1号1番から17番について、議案書をもとに朗読】 1番から8番の案件は借換えのため、9番から14番の案件は利用調整のため、15番の案件は新たな農地法の申請(売買)のため、16番から17番の案件は返還のため合意解約をするものです。農地法第18条の規定に基づき、合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立しているものと考えております。以上で説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。お諮りいたします。 議案第1号1番から17番に伴う通知書の内容に基づく合意解約の成立状況について、異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第1号1番から17番に係る通知書の内容に基づく合意解約の成立状況を確認いたしました。
議長	次に、議案第2号「農用地の買入協議に係る要請について」を議題といたします。 議案第2号1番について、事務局から説明をいたします。
事務局	議案第2号、農用地の買入協議に係る要請について、旧農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、所有権移転に係る利用調整の申し出があった下記の農地について、公益財団法人北海道農業公社による買入れが特に必要と認められるので、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第3条第2項の規定に基づき、要請をすることについて審議を求めます。 【議案第2号1番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、報告第4号の幕別町農業振興公社が利用調整を行った案件のうちの1件でございます。幕別町に対しまして、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第3条第2項の規定に基づき、要請をするものであります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第2号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第2号1番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第3号「旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議案第3号1番から8番について、事務局から説明をいたします。

事務局 議案第3号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき、幕別町より決定の求められた下記の農用地利用集積計画について審議を求めます。

【議案第3号1番から8番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、お手元に配付してございます、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書1ページから4ページのとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

17番 17番説明いたします。これらの案件は、経営の法人化に伴う借換えであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号1番から8番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号1番から8番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第3号9番から13番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号9番から13番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、お手元に配付してございます、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書5ページから7ページ上段のとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

16番 16番説明します。9番から13番の案件は更新です。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号9番から13番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号9番から13番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第3号14番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号14番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、お手元に配付してございます、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書7ページ下段のとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

14番 14番説明いたします。この案件は、令和3年6月に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第3号14番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号14番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第3号15番から16番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号15番、16番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、お手元に配付してございます、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書8ページのとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

19番

19番説明いたします。これらの案件は、今月16日に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでおりますので、今回の所有権の移転につきましては問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第3号15番から16番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号15番から16番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第3号17番から19番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号17番から19番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、お手元に配付してございます、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書9ページから10ページ上段のとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

11番 11番説明いたします。これらの案件は、今年9月に町公社が利用調整を行い、同月に買入要請を行ったものです。譲受人は、農地中間管理機構である北海道農業公社ですので、今回の所有権の移転については問題ないと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号17番から19番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号17番から19番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次の議案第3号20番につきましては、長谷川委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。

(11番 長谷川委員退席)

議長 議案第3号20番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号20番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、お手元に配付してございます、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書10ページ下段のとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

5番 5番説明いたします。この案件は、本来、地区担当委員は長谷川委員ですが、議事参与の制限に該当いたしますことから、私の方からご説明いたします。
この案件は、今年9月に町公社が利用調整を行い、同月に買入要請を行ったものです。譲受人は、農地中間管理機構である北海道農業公社ですので、今回の所有権の移転については問題ないと考えております。以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。

議案第3号20番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号20番は原案のとおり決定いたしました。

(11番 長谷川委員着席)

議長

次に、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案第4号1番について事務局から説明をいたします。

事務局

議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可申請があったので審議を求めます。

【議案第4号1番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、お手元に配付してございます、別添農地法第3条調査書1ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

7番

7番説明いたします。この案件は、今月17日に佐藤雅典委員、中村政昭委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第4号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第4号1番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第4号2番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第4号2番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、お手元に配付してございます、別添農地法第3条調査書2ペー

ジに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

9番

9番説明いたします。この案件は、今月17日に佐藤雅典委員、中村政昭委員、事務局とで現地調査を行いました。周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第4号2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第4号2番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第4号3番から4番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第4号3番、4番について、議案書をもとに朗読】

これらの案件は、お手元に配付してございます、別添農地法第3条調査書3ページから4ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

7番

7番説明いたします。これらの案件は、今月17日に佐藤雅典委員、中村政昭委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第4号3番から4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号3番から4番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次の議案第4号5番につきましては、橋本委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。

(7番 橋本委員退席)

議長 議案第4号5番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第4号5番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、お手元に配付してございます、別添農地法第3条調査書5ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

6番 6番説明いたします。この案件は、本来、地区担当委員は橋本委員でございますが、議事参与の制限に該当いたしますことから、私の方から説明いたします。

この案件は、今月17日に佐藤雅典委員、中村政昭委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第4号5番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号5番は原案のとおり決定いたしました。

(7番 橋本委員着席)

議長 次に、議案第5号「現況証明について」を議題といたします。
議案第5号1番について、事務局から説明をいたします。

事務局 議案第5号、現況証明について、農地法関係事務処理要領に基づき、土地の現況証明願があったので審議を求めます。

【議案第5号1番について、議案書をもとに朗読】

以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22番

22番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月17日に佐藤雅典委員、中村政昭委員、事務局とで現地調査を行い、農地、採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第5号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第5号1番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第5号2番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第5号2番について、議案書をもとに朗読】

以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

2番

2番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月17日に佐藤雅典委員、中村政昭委員、事務局とで現地調査を行い、農地、採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第5号2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第5号2番は原案のとおり決定いたしました。

議長	次に、議案第5号3番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第5号3番について、議案書をもとに朗読】 以上で説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
9番	9番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月17日に佐藤雅典委員、中村政昭委員、事務局とで現地調査を行い、農地、採草放牧地以外であることを確認しております。よろしく申し上げます。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第5号3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第5号3番は原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、協議第1号「幕別町に対する意見の提出について」を議題といたします。
事務局長	協議第1号について事務局から説明をいたします。 協議第1号、幕別町に対する意見の提出について。 幕別町に対する意見の提出について、次のとおり決定したいので協議を求めます。本件は、農業委員会等に関する法律第38条の規定に基づき、幕別町に対する意見の提出を行うにあたり、意見書の内容等の協議、検討を行うことを農業委員会規則第11条の規定により、農政部に付託することについて、ご協議をお願いするものであります。 検討する内容であります。協議の中段2番にありますように、国等への要請として1から4の事項を、町への農業施策の要望として1から5の項目を予定しております。 なお、当該意見書につきましては、来月21日開催予定の農政部会でご協議をいただいた後、29日開催予定の第5回農業委員会総会においてご審議、ご決定をいただきましたら、出来るだけ早く町に対しまして提出いたしたいと考えております。以上で提案理由の説明を終わります。
議長	提案理由の説明が終わりました。 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
協議第1号について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、協議第1号は原案のとおり決定いたしました。

議長

議案は以上であります。
これもちまして、第4回農業委員会総会を閉会します。

事務局長

ご起立願います。ご苦勞様でした。